

都道府県歯科医師会と政治団体の「活動の峻別」について

厚生労働省「調査結果の報告」(05年1月12日)より

	公益法人	政治団体	住所	代表者	事例概要							改善指導	現在の状況
					1) 公益法人の作成するパンフレット等において、公益法人が徴収する費用の中に政治団体の会費を記載していた事例	2) 公益法人のFAX、封筒等を用いて会員に対して政治団体の会費納入を依頼していた事例	3) 公益法人と政治団体の会費の振込先を公益法人名義の同一の銀行口座としていた事例	4) 公益法人名義の領収書において、公益法人の会費と政治団体の会費を併せて記載していた事例	5) 公益法人が、政治団体の会費を特別会費等の名目で、同法人の会費と一緒に徴収していた事例	6) 公益法人の事務所が、政党の入党申込書の送付先となっていた事例	7) 公益法人が地方公共団体から減額された賃料で借りた建物の一部に、政治団体の事務所が置かれていた事例		
北海道	北海道歯科医師会	北海道歯科医師連盟	同じ	同じ				○				有	未(04年8月31日現在)
青森県	「本県において不適切な事例はありませんでした。」												
岩手県	「事例該当なし」												
宮城県	宮城県歯科医師会	宮城県歯科医師連盟	同じ	同じ	○	○	○	○				有	未(04年11月1日現在)
秋田県	秋田県歯科医師会	秋田県歯科医師政治連盟	同じ	同じ	該当なし								
山形県	山形県歯科医師会	山形県歯科医師連盟	同じ	別	その他)会員用配布パンフレットにおいて、歯科医師会と歯科医師連盟の事務局の峻別が不明確になっている。							有	未(04年8月27日現在) 今後改善予定
福島県	福島県歯科医師会	福島県歯科医師連盟	同じ	同じ			○	○		○		無	未(04年8月31日現在)
茨城県	茨城県歯科医師会	茨城県歯科医師連盟	同じ	別		○	○	○				有	未(04年8月11日現在)
栃木県	栃木県歯科医師会	栃木県歯科医師連盟	同じ	同じ	○	○	○	○				有	未(04年6月16日現在)
群馬県	群馬県歯科医師会	群馬県歯科医師連盟	同じ	別					○			有	改善済(04年8月19日現在)
埼玉県	「該当はありません」												
千葉県	千葉県歯科医師会	千葉県歯科医師政治連盟	同じ	別		○			○			有	未(04年8月31日現在) 改善を検討中
東京都	(不適切な事例・無)												
神奈川県	神奈川県歯科医師会	神奈川県歯科医師連盟	同じ	別	○	○	○						未改善 改善の方向で検討中
新潟県	新潟県歯科医師会	新潟県歯科医師連盟		同じ	(なし)								
富山県	「本県では該当ありません」												
石川県	石川県歯科医師会	石川県歯科医師連盟	同じ	同じ	該当なし								
福井県	(不適切な事例・無)												
山梨県	山梨県歯科医師会	山梨県歯科医師連盟	同じ	同じ	(なし)								
長野県	「不適切な事例はありませんでした。」												
岐阜県	岐阜県歯科医師会	岐阜県歯科医師連盟	同じ	同じ	○			○				有	改善済(04年11月12日現在)
静岡県	静岡県歯科医師会	日本歯科医師連盟	別	同じ	○	○	○	○				有	1)のみ改善済。2~4)は未(04年8月24日現在)

口座引き落とし費用節減のため行われている行為であり、金銭面での峻別は確実になされていると判断される。来年5月の事務処理の改善に向けて検討をしている

